

徳島森林づくり推進機構  
公有林化推進事業公募型プロポーザル実施要項

1. 事業の目的

徳島県では、成熟した森林資源を活用し、県産材の更なる増産とその利用拡大を図ることで、林業の成長産業化の確立や森林整備の促進、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めている。

このような中、徳島森林づくり推進機構では、成熟した森林資源を活用するとともに再生林による森林の更新を図る循環型施業を推進し、県及び市町村の支援の下、伐採から造林・保育のサイクルを確実なものとするよう取り組んでいる。

この事業では、本格的な主伐期に向け主伐に対応した意欲ある林業事業体づくりに資するよう、架線や林業機械など、創意あふれる林業技術の提案によって木材生産を行い、続いて合理的な再生林を低コストで行うモデル施業を実施することを目的とする。

今後、森林経営を将来にわたり持続させていくためには、皆伐後の確実な更新が不可欠であることから、当該施業によるモデル施業において、工期の短縮や林地残材の処理に伴う地拵え、資材搬入コスト等を軽減する可能性を見出すものとする。

なお、植栽木には花粉の発生しにくい少花粉苗木を使用し、花粉症対策にも考慮する。

2. 事業名、事業箇所、事業内容、事業期間

事業名	令和元年度公有林化推進事業（第2回公募型プロポーザル）  伐採・搬出・造林一体型施業
事業箇所	徳島県海部郡海陽町小谷字北河内（北河内機構林）
事業内容	北河内機構林 主 伐：スギ 54年生 面積 1.28ha 約600m <sup>3</sup> ・t 新 植：1.28ha ※スギ・指定広葉樹（少花粉）2000本/h a 防護柵：506m（支柱3mピッチ） ・対象事業経費 1 木材生産（伐採、集材、造材、搬出） 2 木材販売（仕分け選別、輸送） 3 新植

	4 動物被害防除（防護柵設置） 5 上記に附帯する経費
事業期間	令和元年11月から令和2年3月まで（事業可能期間）

3. プロポーザル方式の採用の具体的な理由

当機構のプロポーザル方式による契約手続実施要領第2条第2項に規定する県産材の計画生産を行う事業の契約で、生産販売手法が多種であり、かつ事業効果を総合的に判断し、機構に最も付加価値を創出する事業者を選定する必要があるため

4. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

別紙 プロポーザル方式の実施手順による。

5. プロポーザル方式の種別(指名型又は公募型の別)

○	公募型プロポーザル方式
	指名型プロポーザル方式

6. 参加業者の公募条件、応募期間、応募方法及び業者選定基準

公募条件	次に掲げる要件を全て満たす者とします。 (1) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者 (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者 イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者 ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者 エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統
------	---

	<p>制下にある団体</p> <p>オ 会社更生法(昭和 14 年法律第 154 条)に基づく更生手続開始の申立て, 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし, 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても, 更生計画の認可が決定, 又は再生計画の認可の決定が確定している者については, 当該申立がなされていない者とみなす。</p> <p>カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 項に違反するとして, 公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者</p> <p>キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者</p> <p>ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに, 次のいずれかに該当する者がいる団体</p> <p>    a 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>    b 破産者で復権を得ない者</p> <p>    c 禁錮以上の刑に処せられ, その刑の執行を終わり, 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体, 公序良俗に反する等適当でない認められる者</p>
応募期間	令和元年 10 月 25 日(金)から 令和元年 11 月 8 日(金)まで
応募方法	<p>(1) 次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加表明書(様式第 1 号)</li> <li>・応募者概要(様式第 2 号)</li> </ul> <p>(2) 提出期限 令和元年 11 月 8 日(金)午後 5 時まで</p> <p>(3) 提出先及び問い合わせ先</p> <p style="text-align: center;">〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209 番地 5 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 電話: 088-679-4103 ファクシミリ: 088-679-4104</p>
参加資格 審査日	令和元年 11 月 11 日予定

参加業者 の 選定基準	次の要件を備えた方を選定します。 ① 事業の実行に豊富な経験と能力を有するもの ② 社会的、経済的信用が確実と思われるもので、かつ事業地や素材生産の事情に精通しているもの
-------------------	---

7. 説明会の開催（公募型）

説明会 日時及び場所	令和元年11月13日（水） 10:00～ （公社）徳島森林づくり推進機構 事務所を予定
その他 現地説明	令和元年11月13日～11月20日の間において、日時 応談の上、説明を行う。

8. 提案書作成要領(提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等)

提案内容	(1) 素材生産の方式の提案及び、用いる技術技能について (2) 仕分選別の作業技術と提案する販売先について (3) 生産及び販売における有利性の確保について (4) 伐採後の再造林方法について (5) 生産性及び素材生産コスト並びに再造林コストについて (6) 環境保全の取組事項、人材育成の取組事項について (7) 県産材計画生産の推進に対する協力体制について (8) その他特記事項について
提案書の様式及び 部数	(1) 次の書類を提出してください。 ア 企画提案書（様式第3号） 1部 イ 事業計画書（様式第4号） 1部 ウ 見積書（任意様式 ただし、明細の無いものは不可） 1部 エ 直近2期分の決算書又は税務申告書類 1部  (設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書) (2) 必要がある場合は、提案書の他に追加資料の提出を 求めることがあります。
提出方法	直接持参又は郵送で提出してください。 提出先及び問い合わせ先 〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209 番地5

	公益社団法人徳島森林づくり推進機構 電話：088-679-4103 ファクシミリ：088-679-4104
提出期限	令和元年11月20日（水）午後5時まで
記入上の注意	<p>(1) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（令和4年律第51号）に定める計量単位としてください。</p> <p>(2) 提出された企画提案書，その他書類は，原則返却できません。</p> <p>(3) 虚偽の記載を行った場合は，当該企画提案書を無効とします。</p> <p>(4) 提案後、契約手続きを完了するまでは、当法人との契約関係が生じるものではありません。</p>
提案依頼についての質疑応答	平日の午前8時30分から午後5時までに、（公社）徳島森林づくり推進機構の当事業担当者にお問い合わせ下さい。

9. 審査方法及び審査基準(審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等)

審査項目	<p>次の項目により審査し評価します。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付ません。</p> <p>(1) 素材生産方式について</p> <p>(2) 仕分け選別及び販売先提案について</p> <p>(3) 技術的な先進性や重要性について</p> <p>(4) 生産コストと販売見込額や収益性について</p> <p>(5) 伐採と再造林を一体的に行う優位性について</p> <p>(6) 環境配慮の考え方と実践について</p> <p>(7) 増産体制の構築に係る人材育成の実績</p>
審査スケジュール	<p>プレゼンテーション（提案書を説明頂きます。） 令和元 11 月 21 日 予定</p> <p>審査委員会 令和元年 11 月 21 日 予定</p>
審査結果の通知	令和元年 11 月 22 日を予定しています。

10. 提案書の公開又は非公開の別

	この事業の提案書は公開する
○	この事業の提案書は非公開とする

11. 提案に係る費用の負担に関する事項

本事業の提案を行うために各個に発生する費用について、当機構は負担しないものとする。

12. その他必要な事項

本事業の提案参加者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、提案事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行い、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。